4	手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
	第二項第三号	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第七項において準用する政令
2	政令	〔同上〕

備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

4 〔略〕

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第二十条第一項において準用する地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条の二の三第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一条の十九の五第十項」と、「第四十条の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第十二項第一号」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第二十条第三項において準用する地方税法施行規則第七条第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一条の十九の五第十項」と、「第四十条の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第十二項第一号」とする。

告　示

○国税庁告示第十七号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件（平成十八年国税庁告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月四日から適用する。ただし、第七号の改正規定は、平成三十年一月四日から適用する。

平成二十九年十二月十八日

国税庁長官　佐川　宣寿

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する国税庁長官が定める者を次のように定め、平成十九年一月四日から適用する。 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「省令」という。）第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 七　電子情報処理組織を使用して省令第四条第一項又は第五項の届出の際に次のイからニまでのいずれかの行為を行うとともに、同条第二項又は第三項及び第六項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う者	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第一項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を次のように定め、平成十九年一月四日から適用する。 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「省令」という。）第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 七　電子情報処理組織を使用して省令第四条第一項の届出の際に次のイからニまでのいずれかの行為を行うとともに、同条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う者